

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年9月まで

私は、昭和55年12月から国民年金に任意加入し、保険料は納付書で郵便局の窓口で納付していた。

現在、領収書は残っていないが、昭和56年及び57年の家計簿を所持しており、申立期間の国民年金保険料額を支出した記載があることから、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和53年から家計簿をつけており、提出された56年及び57年の家計簿には、56年1月から57年9月までの国民年金保険料の支出額が記載され、その金額は当時の保険料額と一致し、当該支出記録は申立期間を除きオンライン記録の納付記録とも一致する。

また、家計簿の記帳について、申立人は、食糧品等の支出については領収書等によりその都度記載し、国民年金保険料については、当月に納付が無くても当月分として記載して、相当額を別に保管し、納付月に納付していたと述べており、当該家計簿を継続的に記帳していた状況がうかがわれ、その記録内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金保険料の納付をやめた理由について、住宅購入資金の返済のためであり、納付をやめた月は家計簿に国民年金保険料額の記載が無い昭和57年10月からであったと述べていることから、保険料支出の記載がある当該期間の保険料は納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から54年3月まで

私の国民年金については、退職したことに伴い、私の年金を気に掛けていた夫に頼み、昭和50年4月頃、A市役所で加入手続をしてもらった。

申立期間の国民年金保険料については、私の夫が3か月ごとに納付してくれていた。

当時はBの全盛期であり、経営していたC店は大変繁盛していたので収入も安定しており、国民年金保険料の免除申請をする理由は思い当たらない。

一緒に国民年金保険料を納付していた夫は納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料のみが免除の記録とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和50年5月頃に払い出されたものと推認できるところ、オンライン記録により、申立人は、当該手帳記号番号の払出時点から60歳到達までの期間について、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の夫については、オンライン記録により、20歳到達から60歳到達までの期間について保険料を全て納付していることが確認でき、その夫の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和54年4月に居宅及び店舗を新築し、金融機関から新築資金を借り入れたとしているところ、不動産登記簿により、当該不動産に係る金銭消費貸借設定日が同年同月及び同年5月とされていることが確認できることから、前年度までの期間において申立人の夫には安定し

た収入があったものと推認でき、オンライン記録により確認できる昭和 60 年度以降の申立人及び申立人の夫の国民年金保険料納付日がおおむね一致していることを踏まえると、納付意識の高い申立人の夫が自身の保険料と併せて申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月及び同年12月、62年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年11月及び同年12月  
② 昭和62年4月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、夫の保険料と一緒に納付していたが、夫は納付済みとなっているのに私だけが未納になっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、合わせて11か月と短期間である。

また、オンライン記録により、i) 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納期間が無いこと、ii) 申立人が毎月保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金加入期間の保険料が全て納付済みであり、昭和60年度の3か月を除き、付加保険料についても併せて納付していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②の前後の期間は、共に国民年金保険料の納付済期間であることから、納付意識の高かった申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間①の直後である昭和61年1月の国民年金保険料について、オンライン記録では納付済みとされているところ、A市の国民年金台帳補助簿では未納とされており、申立人の保険料納付に係る記録管理が適切に行われていなかった状況もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年8月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年8月まで

私は、昭和46年にA市の会社に就職し、申立期間について同社が経営するB店で勤務していたが、上司が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、同社が私の給与から申立期間の国民年金保険料を控除し納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び申立人の国民年金保険料（付加保険料を含む。）の納付状況により、昭和46年4月から同年7月までに払い出されたものと推認できる。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間を含む昭和46年7月21日から49年8月20日までについて、自身が勤務していたとする会社に在籍していたことが確認できるところ、同社から、46年7月から47年12月までの期間に係る申立人の給与明細書（写し）が提出され、「当社が平成2年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となる以前は、職員には、国民年金に加入してもらった上で、給与から国民年金保険料を控除し納付していた。」との回答を得ていることから、これらの事実と勤務していた会社が給与から控除して国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の主張とは一致する。

さらに、申立期間のうち、昭和46年10月から47年9月までの期間について、国民年金事務組合であるC福祉厚生事業団の国民年金被保険者台帳により、国民年金保険料（付加保険料を含む。）9,900円が納付されていることが確認できるところ、申立人の給与明細書（写し）により、46年7月から47年9月

までの給与から国民年金保険料として控除されたものと推認できる金額は合計4,950円であることが確認できることから、同社は、保険料の納付に要する金額のうち、半額を申立人の給与から控除し、半額を同社が負担の上、申立人の保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、電子計算システムが導入された昭和47年10月以降の期間については、C福祉厚生事業団の国民年金被保険者台帳では国民年金保険料の納付記録を確認することはできないが、申立期間のうち、同年同月から同年12月までについて、申立人の給与明細書（写し）により、国民年金保険料の納付に要する金額2,700円の半額1,350円が給与から控除されていることが確認できることから、申立人が勤務していた会社が当該期間の申立人の保険料を納付していた可能性を否定できない。

また、申立期間のうち、昭和48年1月から49年8月までについて、国民年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書（写し）は確認できないものの、i) 同事業団の国民年金被保険者台帳により、申立人について、46年9月17日付けで国民年金保険料の代行納付の委託が行われ、同年10月から保険料徴収が開始されたことが確認できること、ii) 同事業団は、保険料を滞納した場合には滞納した月に遡って委託契約を解除していたので、国民年金被保険者が国民年金事務組合に加入していた期間について保険料の未納はあり得ないとしていること、iii) 当該国民年金被保険者台帳では、申立人について保険料の代行納付の委託契約が解除された形跡は見当たらないことから、申立人が会社に勤務していたものと認められる当該期間についても、同社が申立人の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。



## 北海道厚生年金 事案 4265（事案 1665 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月31日から7年8月15日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年8月15日であると認められることから、当該期間の同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年12月から6年9月までは12万6,000円、同年10月から7年7月までは14万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から7年12月1日まで

平成3年から8年までの期間、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたところ、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

新たな資料は無いが、委員会の結論に納得できないので、年金記録等を再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人の申立内容及び平成5年9月頃にA社が経営していたBスクールに生徒として入校し、8年2月頃から同社に勤務し始めた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえるものの、i) 申立期間における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、同社に照会したが協力を得ることができず、当時の事業主は所在等が不明であることから、これらのことを確認できる関連資料や供述を得ることができないこと、ii) 社会保険事務所（当時）の記録によると、同社は、2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、5年12月31日に同保険の適用事業所に該当しなくなっているこ

と、及び7年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、8年12月16日に同保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できること、iii) 社会保険事務所の記録から、2年11月1日から5年12月31日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できた6人(前述の事業主及び申立人を含む。)のうち、オンライン記録から所在等を確認できた3人に照会したが、協力を得ることができず、申立期間における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない上、当該同僚のうち二人は、申立人と同様に5年12月31日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、7年12月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく22年1月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の再申立てに当たり、申立人は、当委員会の結論に納得できないので、年金記録等を再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい旨主張している。

申立期間のうち、平成5年12月31日から7年8月15日までの期間について、オンライン記録によると、A社は、5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること(以下「全喪」という。)が確認できるところ、その原因は、社会保険事務所が職権により適用事業所に該当しなくなったものとする「認喪」と記録されており、同日以降の7年8月15日付けで、申立人を含む5人(同社の被保険者全員)について、6年10月の定時決定を取り消した上で、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が5年12月31日に遡って行われていることが確認できる。

このことについて、A社の所在地を管轄する社会保険事務所では、「詳細は不明であるが、保険料の滞納が起因していることがうかがわれる。」と回答しているほか、前述のとおり、全喪の原因が「認喪」と記録されていることから、全喪及び資格喪失に係る届出、同意等の同社による関与が無く、社会保険事務所において、職権により同社を全喪させ、かつ、申立人を含む同社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる処理(以下「認定全喪」という。)が、遡って行われたものと考えられる。

一方、申立人の申立内容及び同僚の供述から判断して、申立人は、当該期間を含む申立期間においてA社に勤務していたことがうかがわれる上、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、当該期間において法人事業所であったことが確認できる。

また、前述のとおり、申立人を含む5人全員は、平成5年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失たとされているにもかかわらず、オンラ

イン記録によると、5人の健康保険証は、認定全喪処理日である7年8月15日に回収されていることが確認できる。

さらに、A社の所在地を管轄している社会保険事務所は、平成7年8月15日に同社について認定全喪の処理を行いながら、当該処理日から4か月後に行われた同社からの新たな適用事業所の届出を受理していることが確認できる。

このことを踏まえると、当該期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められ、当該認定全喪処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成5年12月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該喪失処理日である、7年8月15日とすることが必要である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社における取消し前のオンライン記録から平成5年12月から6年9月までは12万6,000円、同年10月から7年7月までは14万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年8月15日から同年12月1日までの期間について、上述のとおり、申立人の申立内容及び同僚の供述から判断すると、当該期間を含む申立期間において、申立人は、A社に勤務していたことがうかがわれるものの、当時の事業主は所在不明である上、当時の複数の同僚に照会したものの協力が得られないことから、当該期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで

A社D支店に昭和37年3月から44年4月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において、A社D支店に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社E支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人（申立人を除く。）確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた18人のうちA社E支店から同社D支店に異動したと供述している二人及び分からないと回答している一人を除く15人はいずれも、「申立期間以前から同社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する社員の厚生年金保険については、同

社E支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚15人のうち5人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社E支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は同保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から平成2年10月までの期間及び4年12月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月から平成2年10月まで  
② 平成4年12月から5年3月まで

申立期間①当時は、A事業関係の仕事をしており、申立期間②当時は、B事業の仕事をしていたが、国民健康保険及び国民年金に加入し保険料も納付していたので、国民年金保険料が未納とされていることに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自営業を営み国民健康保険及び国民年金に加入しそれぞれ保険料を納付していたとすると、C市の国民健康保険の加入記録により、当該期間は国民健康保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿により、昭和51年1月頃に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、オンライン記録及びC市の被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者資格喪失後の50年12月26日に国民年金被保険者資格を取得し、その後、厚生年金保険被保険者となった57年12月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は平成14年11月に国民年金被保険者資格を再取得しているが、C市の資格異動履歴詳細記録により、申立人が15年8月に国民年金保険料の免除申請を行った際に、遡って国民年金の被保険者とされたことが確認できることから、申立人は、昭和57年12月に国民年金被保険者の資格喪失後、平成14年11月に同資格を再取得するまで国民年金に未加入であり、未加入期間の国民年金保険料の納付書は送付されないことから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認できる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたが、誤適

用として取り消されており、当該記号番号で国民年金保険料を納付していた形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年6月までの期間、46年10月から57年11月までの期間及び58年9月から平成12年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年6月まで  
② 昭和46年10月から57年11月まで  
③ 昭和58年9月から平成12年9月まで

私は、A社のB職として勤務した昭和44年4月頃に国民年金に加入し、その後、申立期間の国民年金保険料については、私の夫が、市役所又は金融機関で納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと述べているが、i) 申立人が当時居住していたC市D区の国民年金被保険者名簿をみると、昭和54年度分以降のものが保存されているところ、申立人の同名簿は平成13年5月10日に作成された平成12年度分のみが存在し、当該年度前のものが存在しないこと、ii) オンライン記録により、申立人の基礎年金番号の記録には、基礎年金番号制度が導入された9年1月前に国民年金に加入していた者に対し、必ず付番されている国民年金手帳記号番号の記録が無く、12年10月1日付けの国民年金第3号被保険者資格取得が、初めて得た国民年金の被保険者資格であることが確認できること、iii) 国民年金被保険者台帳管理簿の確認等の調査においても、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていた事実が確認できないことから、申立人は同年9月までは国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられ、これらの事実は申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間①、②及び③を合わせると366か月と長期間であり、これだ



けの期間及び回数 of 事務処理誤りが起こることは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫に当時の状況を聴取したが、その内容からは申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は得られない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

申立期間当時、勤務していたA事業所から給与明細書を渡されたことがないものの、申立期間の給与の手取額は 20 万円以上あった。年金記録の標準報酬月額が当時の給与の手取額よりも低額に記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A事業所の事業主からは協力が得られず、申立人の申立期間に係る給与月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間に係る申立人の市・県民税証明書及びB市税事務所が保管している当該事業所の申立人の給与支払報告書により推認できる給与月額又は社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額又は同月額を基に算出した社会保険料控除額とほぼ合致しているか又は低額であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。